

令和3年度 与那国町会計年度任用職員選考試験実施要領

令和3年4月1日から任用する会計年度任用職員を募集します

受付期間：令和3年1月20日（水）から令和3年2月10日（水）

***募集定員に満たない場合は、受付期間終了後も受け付けることもあります。**

（問合わせ）与那国町役場総務課 人事・給与係

〒907-1801 与那国町字与那国 129 番地 電話 (0980) 87-2241

1. 募集職種、採用予定数及び職務内容

職種	勤務先	採用予定数	職務内容
事務補助等 (障害者対象含む)	本庁及び町内	55名程度	パソコン操作を行う補助的事務、窓口・電話対応、 その他事務作業等 「8. 募集内容一覧」をご覧ください。

2. 会計年度任用職員の区分

業務内容によらず、勤務時間の長短で、会計年度任用職員を次のように区分します。

フルタイム会計年度任用職員	週38時間45分勤務（1日7時間45分、週5日勤務）
パートタイム会計年度任用職員	週38時間45分未満の勤務

3. 基本的な勤務条件

任用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（1会計年度内）
勤務日数 勤務時間	職種等により異なるため、詳細は「8. 募集内容一覧」でご確認ください。
勤務場所	職種等により異なるため、詳細は「8. 募集内容一覧」でご確認ください。
給料・報酬	・事務補助等（障害者対象含む） 詳細は「8. 募集内容一覧」でご確認ください。 ※学歴や経験年数、勤務時間に応じて給料・報酬を決定します。

諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当 ※条例・規則の定める条件に該当する場合に支給されます。
給与支給日	フルタイム会計年度任用職員：当月21日払い。 パートタイム会計年度任用職員：毎月末日締め、翌月15日払い。 ※支給日が土日または祝日の場合はその前日に支給
週休日 休日	週休日：原則として、土・日曜日 休日：国民の祝日に関する法律に規定する休日、6月23日（慰霊の日）及び年末年始
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与（1年間に最大10日） ※事由によって特別休暇（有給：忌引、結婚休暇、夏季休暇等、無給：産前産後、病気休暇、子の看護等）が付与される場合があります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用。フルタイム会計年度任用職員は、連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員等共済加入。 ※任用期間や勤務時間が短い場合は、社会保険の対象とならないこともあります。
公務災害	沖縄県市町村非常勤職員公務災害補償等組合補償又は労働者災害補償保険法に基づく補償の適用。フルタイム会計年度任用職員は、連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度の適用。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 （服務の根本基準、服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業への従事等の制限）
営利企業従事 （兼業）制限	フルタイム会計年度任用職員は、営利企業従事制限が適用となり兼業ができません。 パートタイム会計年度任用職員は、適用除外となります。（兼業可・要届出）

注）関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

4. 選考試験内容

①選考試験内容：書類選考及び面接試験

* 選考試験日程及び試験会場等については、書類選考後に通知いたします。

5. 受験資格及び受験申込

①受験資格：地方公務員法第16条の規定に基づき、次の項目に該当する者は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に科せられ、その執行が終わるまで又は、その執行を受けることが無くなるまでの者。
- (2) 与那国町において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

②受付期間：令和3年1月20日（水）から令和3年2月10日（水）

③申込方法：与那国町会計年度任用職員選考試験申込書兼履歴書に必要事項を記入の上、提出書類を添えて、下記の申込先に郵送、又は直接持参してください。

(1) 申込書等の配布方法

直接受け取る方法	与那国町役場総務課にて配布します。
ダウンロードで入手する方法	与那国町ホームページより受験申込書等の様式をダウンロードできます。 ・与那国町会計年度任用職員選考試験申込書兼履歴書 ・履歴書（枠が足りなかった場合）

※直接受け取る場合：土・日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- ④提出書類：(1) 与那国町会計年度任用職員採用試験申込書兼履歴書（写真添付） 1部
(2) 履歴書 ※申込書兼履歴書において枠が足りなかった場合 必要部数

※事務補助等（障がい者対象）については、障がい者手帳の写し

- ⑤受付時間：土・日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※代理人による窓口での受付が可能です。

※郵送の場合、封筒の表に「会計年度任用職員申込」と朱書きし、**簡易書留**にて送付してください。

送付先・提出先：〒907-1801 与那国町字与那国 129 番地 与那国町役場総務課人事・給与係 宛
令和3年2月10日（水）消印有効

6. 合格者の決定及び採用

- ①合格発表：令和2年3月上旬

※合格者の方に文書で通知します。

- ②合格者の登録：採用試験の合格者は、令和4年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿に登録されます。

- ③採用決定：採用試験では、採用予定人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる者を全て合格者とするため、候補者名簿に登録されても、必ずしも全員が採用されるとは限りません。

7. その他

- ①申込書等の応募書類は、返却しません。

- ②申込書等に記載されている個人情報、与那国町会計年度任用職員採用に関する書類選考及び面接、任用手続きに必要な範囲でのみ利用いたします。

- ③採用試験に関して提出した書類等の内容に虚偽があると、会計年度任用職員として採用される資格を失う場合があります。